

結核に係る定期の健康診断について

平成19年4月1日に、これまでの結核予防法が廃止され、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」）に統合されました。これに伴い、結核が二類感染症に指定されましたが、定期の健康診断についてはこれまでの結核予防法に基づく定期の健康診断と同様、対象者や定期、回数、報告等に変更はありません。

健康診断の実施者は、対象者の健康診断を実施した場合、感染症法第53条の7に基づき、結核に関する事項（胸部X線撮影数等）を北見保健所へ結核定期健康診断月報により報告してください。なお、対象者以外の方が受診した健康診断の報告は不要です。

実施者種別ごとの健康診断の対象者、定期及び回数

実施者種別	対象者	定期及び回数
1 事業所	学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、又は社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から6号に規定する施設において業務に従事する者	毎年度に1回
2 学校長	大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が1年未満のものを除く）の学生又は生徒	入学した年度に1回
3 施設の長	監獄に収容されている者	20歳に達する日の属する年度以降において毎年度に1回
	社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から6号に規定する施設に入所している者	65歳に達する日の属する年度以降において毎年度に1回
4 市町村長	市町村が管轄する区域内に居住する者の内、上記（1～3）対象者以外の者（市町村が定期の健康診断の必要がないと認める者及び下段に掲げる者を除く）	65歳に達する日の属する年度以降において毎年度に1回
	市町村がその管轄する区域内における結核の発生状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他の事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者	市町村が定める定期において市町村が定める回数

（感染症法施行令第12条）

社会福祉法第2条第2項

次に掲げる事業を第1種社会福祉事業とする。

- 一 生活保護法に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で収容して生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
- 二 (略)
- 三 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- 四 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム又は身体障害者授産施設を経営する事業
- 五 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者福祉ホーム又は知的障害者通勤寮を経営する事業
- 六 売春防止法に規定する婦人保護施設を経営する事業

提出及び問い合わせ先

〒090-8518

北見市青葉町6番6号

北見保健所健康推進課保健予防係

TEL 0157-24-4173

FAX 0157-24-4199